

東海大学 学生会員 ○中島 将弘
東海大学 正会員 秋本 福雄

1. はじめに

昭和 10 年代に軍需産業の急激な成長に伴い、空襲による被害の軽減を考慮して地方に多数工場が建設された。その中で、産業の地方分布による地方発展を目的として、すべて公共団体施行の土地区画整理による人口十数万の新興工業都市が全国 23 箇所に計画・建設された。この新興工業都市は軍需と都市計画が結びついた極めて珍しい例である。相模原は、施行面積が 1,594ha（図 1 参照）の最大規模である。

既存研究は越澤が、新興工業都市¹⁾で、各都市の施行面積、事業年度計画フレーム等の比較をまとめ、相模原²⁾で、相模原土地区画整理事業施行区域の面積変化、事業全体の流れ及び全体像を明らかにしている。本研究は、相模原土地区画整理事業の開発プロセスについて、背景から施行区域決定までの経緯（表 1 参照）、街路、公園計画といった事業計画の特徴、事業計画変更の要因を明らかにする。



図 1 相模原土地区画整理事業区域図

表 1 相模原土地区画整理事業の都市計画決定までの年表

軍施設建設及び移転[都市計法適用]事前工作			
昭和11年			6. 陸軍士官学校及び錬兵場用地の買収交渉開始
昭和12年	9. 陸軍士官学校移転、陸軍錬兵場建設	10. 座間町	
昭和13年	3. 臨時東京第三陸軍病院建設	11. 上溝町	10. 陸軍像へ衣装関係者に将来計画の希望聴取
	8. 相模陸軍造兵廠建設		
昭和14年	10. 陸軍兵器学校建設		
	1. 電信第一連隊建設	1. 大野村、相原村	2. 陸軍造兵廠関係者に県作成の相模原都市計画案を説明
	5. 陸軍通信学校建設	2. 新磯村	5. 東京日々新聞主催の軍都建設座談会開催
		3. 大沢村、田名村	6. 神奈川県主催相模原都市建設区画整理事業案協議会開催
			9. 臨時県会召集事業予算案提出（14日に県会通過）

2. 相模原土地区画整理事業の発端

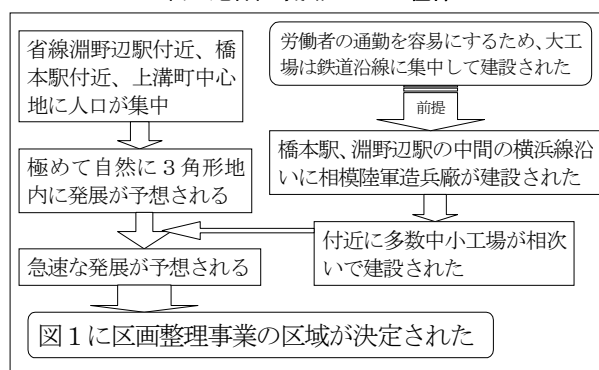
相模原土地区画整理事業の背景には、昭和 12 年に陸軍士官学校が、東京・市ヶ谷から神奈川県高座郡北部に移転したことを契機に、軍事施設が昭和 12～18 年の間に、相模陸軍造兵廠等 8 つの軍施設がある。陸軍士官学校の移転に先立って、県は、同地方の急激な発展を予想し、昭和 11 年 6 月に陸軍士官学校及び同錬兵場の買収交渉を開始する。そして、昭和

12 年～14 年にかけて、同地方の 2 町 6 村に都市計画法を適用した。さらに昭和 14 年に同町村の調査を開始する。

その結果、昭和 14 年 5 月 12 日の軍都建設座談会をきっかけに、陸軍士官学校がある相模原南部は学都として景観を残し、相模陸軍造兵廠を中心とする北部を、軍需工業都市とすることが決まった。事業施行区域は、省線淵野辺駅付近、橋本駅付近及び上溝町中心地付近の人口集中による急激な発展を、予想したことから、図 1 の区域となった。

そして昭和 14 年 11 月に本事業は都市計画決定された（表 2 参照）。

表 2 施行区域決定までの経緯



3. 相模原土地区画整理事業計画について

相模原土地区画整理事業区域は大野村、相原村、上溝町、大沢村の 4 町村に亘る 1769.7ha である（図 2 参照）。その中で工事施行地積は 1669.5ha である。昭和 14 年 9 月に臨時県会で、事業費を 5,750,000 円と決定した。財源

キーワード：新興工業都市、土地区画整理事業、相模原

連絡先：神奈川県平塚市北金目 1117 東海大学工学部土木工学科

は県債、国庫補助金、県費補充金及び土地売却代金をあてた。この決定と同時に昭和 14 年度からの 7 ヶ年継続事業とすることも決まった。

街路は、全施行地積の 20.87% で、防火、美観の維持に配慮した幅員 16m 以上の幹線街路と、15m 未満の補助線街路とを配置した。相模陸軍造兵廠を中心とした南北・東西の街路は、防火及び緊急時の飛行機の発着を考慮して幅員 40m とした。昭和 21 年度までに、幹線街路は、26 号線の一部 120m を残して全て完了。補助線街路は、全長の 9 割 8 分を完了。ただし、砂利が、軍関係施設で需要が増大したため、共に路面工は行っていない。

公園は、施行地積の 3% とし、普通公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、近隣公園 5 箇所、児童公園 18 箇所と公園街路を配置した。相模原土地区画整理事業地区の中央には大きな森林が残っていたため、そこを中央公園として、緑の保存に配慮した。昭和 21 年度までに中央公園 1 箇所、児童公園 1 箇所の整地を完了した（表 3 参照）。

表 3 相模原土地区画整理事業計画と事業状況

		事業計画	昭和14年～21年までの事業状況	終戦直後の事業状況
街路	幹線街路	全て幅員6m以上とし(最大幅員40m)、幹線街路と補助線街路の2種類を配置。防火、美観の維持に配慮(施行地積の20.87%)	28本のうち、26号線の1部120mを残し土木工事は完了。路面工は、60%砂利工事を施行。	緊急やむを得ない程度施工し、路面は主要路線以外は施工しない。
	補助線街路		全長の9割8分の土木工事が完了。砂利が軍関係施設の需要増大のため、路面工は炭殻を散布	施工しない。
公園		全面積の3%以上の192,000坪をとる。施行区域中央の森林を利用し、中央公園を配置。景観への配慮	中央公園1箇所と児童公園1箇所を整地した。樹木も大量購入。(終戦直後盗難にあう)	公園予定地の施設を中止し、土地の保留のみとする。
下水道		省線横浜線以南の地に対して下水管渠幹線を数条幹線街路中に敷設。鴨川を経て相模川に導入。省線横浜線以北の木工場の下水は、境川に放流	昭和18年6月に相模原駅前から着手施行したが、膨大な資材を要するため、わずか451mを施行したのみで中止となった。	一部を除いて、大体は緊急を要しないので、中止する。



図 2 相模原土地区画整理事業計画図

4. 相模原土地区画整理事業の計画変更の経緯

相模原土地区画整理事業は、昭和 20 年 12 月の県会で事業を昭和 23 年度まで延長することが決まる。その後、昭和 21 年に事業途中で終戦となる。同年 11 月に農地改革が起こり、自作農創設特別措置法（国が土地を地主から強制的に買い上げ、小作人に売り渡す）が施行され替費地の売却が中止された。替費地は本事業唯一の財源であるため、事業施行者はこれに反発した。その後、事業施行者と県農地部との対立の均衡が続いたが、昭和 23 年 11 月に農林省建設省、県農地部及び土木部の打ち合わせが県庁会議室で開かれ、換地処分前の替費地は、現状が農地であっても、農地買収計画は成立しないことが確認された。また、「一定区域を未売却替費地として、確保し更地として県において自由処分する。これ以外の自由処分地は認めない」という原則が、農地部と土木部間に協定された。これにより、相模原土地区画整理事業は財源を確保し、規模は減少するものの、事業を完了した。

5. まとめ

以上より次のことが明らかになった。

- (1)本事業の背景には陸軍士官学校の移転があり、神奈川県が相模原の将来急激な発展予想をしたことから始まった。また 5 月 12 日の座談会が相模原土地区画整理事業区域決定のきっかけとなった。
- (2)本事業の街路計画は、幹線街路と補助線街路構成されていて、特に幅員 40m の街路は飛行機の緊急時の発着も考慮していた。公園については、施行区域の中央にあった森林をそのまま中央公園とし、景観へ配慮している。
- (3)事業計画の変更の要因は、農地改革に伴う替費地の買収計画の中止と県農地部との対立である。

【参考文献】

- 1) 越澤明、「相模原都市計画事業相模原土地区画整理の経緯」昭和 59 年度日本建築学会関東支部研究報告集、pp453-456, 1984
- 2) 越澤明、「戦時期の住宅政策と都市計画」『年報・近代日本研究 9』pp276-281, 1987
- 3) 「相模原都市建設区画整理事業」神奈川県都市政策史料、pp50-92, 1988
- 4) 相模原市教育委員会社会教育部、博物館建設事務所、「相模原軍都計画と地域変化」pp4-66, 1997